

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町外在住の子世帯と町内在住の親世帯と同居又は近居するために住宅等をリフォーム、新築等又は取得する場合に、その費用の一部を補助することにより、子の子育てに対する不安又は負担を軽減するとともに、若年層の定住を促進させ、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげること、若しくは親の見守りや生きがいがいづくりにつながる環境を整えることで本町の定住人口の増加を図るとともに、バランスのとれた人口構成を実現し、空家の発生の抑制及び地域社会の活性化に資することを目的とするため、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱は、大口町同居支援補助金（以下「同居支援補助金」という。）及び大口町近居支援補助金（以下「近居支援補助金」という。）により構成するものとし、交付については、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 夫婦（第6条第1項における交付申請書の提出日（以下「申請日」という。）から1年以内に婚姻する者（以下「婚約者」という。）を含む。）又は親子で構成される世帯
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者
- (3) 親世帯 親を構成員とする世帯
- (4) 親 子のいずれかの父母又は祖父母
- (5) 居住 現に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。
- (6) 同居 親世帯と子世帯が同一敷地内に居住すること。
- (7) 近居 町内に居住すること。

- (8) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある 2 以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地
- (9) 住宅等 一戸建ての住宅及び分譲マンションの住戸
- (10) 新築 施工業者等と建築工事請負契約を締結し、新たに建築物を建築すること。
- (11) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築すること
- (12) 空家住宅等 1 年以上居住その他の利用がされていない状態の空家及びその土地
- (13) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事
- (14) 取得 住宅等を子又は親が購入し、所有すること。
- (15) 町内業者 町内に事務所を有する法人又は個人の施工業者
(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、同居支援補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす子又は親とし、近居支援補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす子とする。

- (1) 子世帯が補助金の交付決定後 10 年間継続して補助金の交付対象となる住宅等に居住することが見込まれること。ただし、町長が子世帯の構成員の一部が居住できないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 申請日において親が 1 年以上継続して町内に居住していること。
- (3) 申請日において子世帯は 1 年以上継続して町外に居住しており、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 子世帯の世帯主又は配偶者のいずれかが 40 歳以下であること。（1 年以内に婚姻により新たに世帯を構成する予定の者を含む。）
 - イ 子世帯で養育される子が義務教育終了前であること、又は妊娠中の子がその出生後、子世帯内で居住する予定であること。
- (4) 親世帯及び子世帯の構成員の全員に、大口町税条例（昭和 38 年条例第 15 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる町税の滞納がないこと。

- (5) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 親世帯と子世帯が同居する場合において、親世帯の転居を伴うときは、第13条の完了実績報告書の提出時に、従前の親の住居等は取り壊し済み、売却済み又は賃貸借契約の解除済みであること。
- (7) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（補助対象建物）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅等（以下「対象建物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 第13条の完了実績報告書の提出時において、子世帯が同居のために子又は親のいずれかが町内に所有するもの又は子世帯が近居するために子が町内に所有するもので、申請者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。
- (2) 申請者が建築工事請負契約又は売買契約を締結した住宅等であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
- (4) 地震に対して耐震性が確保された住宅等又は、耐震改修を合わせて行う住宅等若しくは耐震性が確保される予定がある住宅等であること。
- (5) この要綱の施行日以後の契約に基づき新築等し、リフォームし、又は取得した住宅等であること。
- (6) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない住宅等であること。
- (7) 賃貸又は転売を目的とする住宅等でないこと。
- (8) 町長が補助金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、同居支援補助金の場合は、リフォーム（町内業者による工事に限る。）、新築等及び取得とし、近居支援補助金の場合は、新築等及び取得とする。

（補助対象経費）

第6条 対象となる経費は、次に掲げる金額から次項に掲げる経費を除いた額とする。

- （1）対象建物のリフォーム又は新築等に係る建築工事請負契約金額
- （2）対象建物の取得に係る売買契約金額（対象建物が空家住宅等の場合は、土地代を含む。）

2 次に掲げる経費は、補助対象となる金額から除くものとする。

- （1）敷地造成工事費及び門、塀その他の外構工事にかかる経費
 - （2）家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
 - （3）物置、車庫等の購入及び設置並びにこれらに付随する経費
 - （4）本町の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
 - （5）その他町長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの
- （補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第8条 申請者は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。

（交付申請）

第9条 申請者は、新築又はリフォームにあつては建築工事請負契約前、取得にあつては売買契約前に、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し

- (2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する義務教育終了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。
- (3) 親世帯が、町内に1年以上継続して居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の工事見積書又は売買見積書の写し
- (5) 補助対象経費内訳書（様式第2）
- (6) 補助事業の内容が確認できる図面等
- (7) 位置図
- (8) その他町長が必要と認める書類等
（補助金の交付決定）

第10条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第11条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができるものとする。

（対象事業の変更届等）

第12条 申請者は、次に該当する場合、遅滞なく大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付変更（中止）届（様式第4）を町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の新築等の工事内容を変更又は中止するとき。
- (2) 住宅等の取得を変更又は中止するとき。

2 前項に該当するものが予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨報告し指示を受けるものとする。

3 町長は、第1項の変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は

中止することができる。

- 4 前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第5）により通知する。

（完了実績報告）

第13条 申請者は、対象建物に居住し、リフォームにあつては工事、新築等又は取得にあつては所有権保存登記又は所有権移転登記がそれぞれ完了したときは、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 各事業に関する写真、領収書又は請求書の写し
- (2) 世帯の住民票の写し
- (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し
- (5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書（第3条第1項第1号ただし書に該当する場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、申請年度の翌年度に当該事業が完了した場合は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業の完了の日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに前項の完了実績報告書を提出するものとする

- 3 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ないと認める場合については、申請年度の翌年度の3月20日までに第1項の完了実績報告書を提出することができる。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条による完了実績報告書を受領した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金確定通知書（様式第7）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 申請者は、前条の通知書を受けた日から起算して10日以内に大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し、補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第9）により、補助金の決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正の行為によりこの要綱による補助金の交付を受けたとき。

（2）前条の請求を行わないとき。

（3）関係法令及びこの要綱に違反したとき。

（4）その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第17条 申請者は補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保存しなければならない。

（危険負担）

第18条 この要綱により補助を受けた住宅のリフォーム又は新築等又は取得後に生じた住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

（実態確認）

第19条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付から10年間は居住の実態を確認できるものとし、補助金の交付を受けた者はこれに応じるものとする。

- 2 町長は、前項の実態確認の結果、この要綱に違反していることが判明した場合は、第16条に基づく補助金の返還を命ずることができるものとする。

(その他必要事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成31年3月27日 大口町告示第23号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日 大口町告示第93号)

この要綱は告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日 大口町告示第39号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行日前の交付決定については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日 大口町告示第25号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日 大口町告示第109号)

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の第13条第2項及び第3項の規定は、令和6年10月1日から適用する